

屋外広告物の色彩基準

屋外広告物における色彩基準の範囲

許可基準

第1種許可地域

沿道型許可地域

自然環境への影響が大きい地域であり、広告物の1/3を超える部分では、高彩度な色彩の使用を避け、青枠の色彩の範囲を許可基準とする。

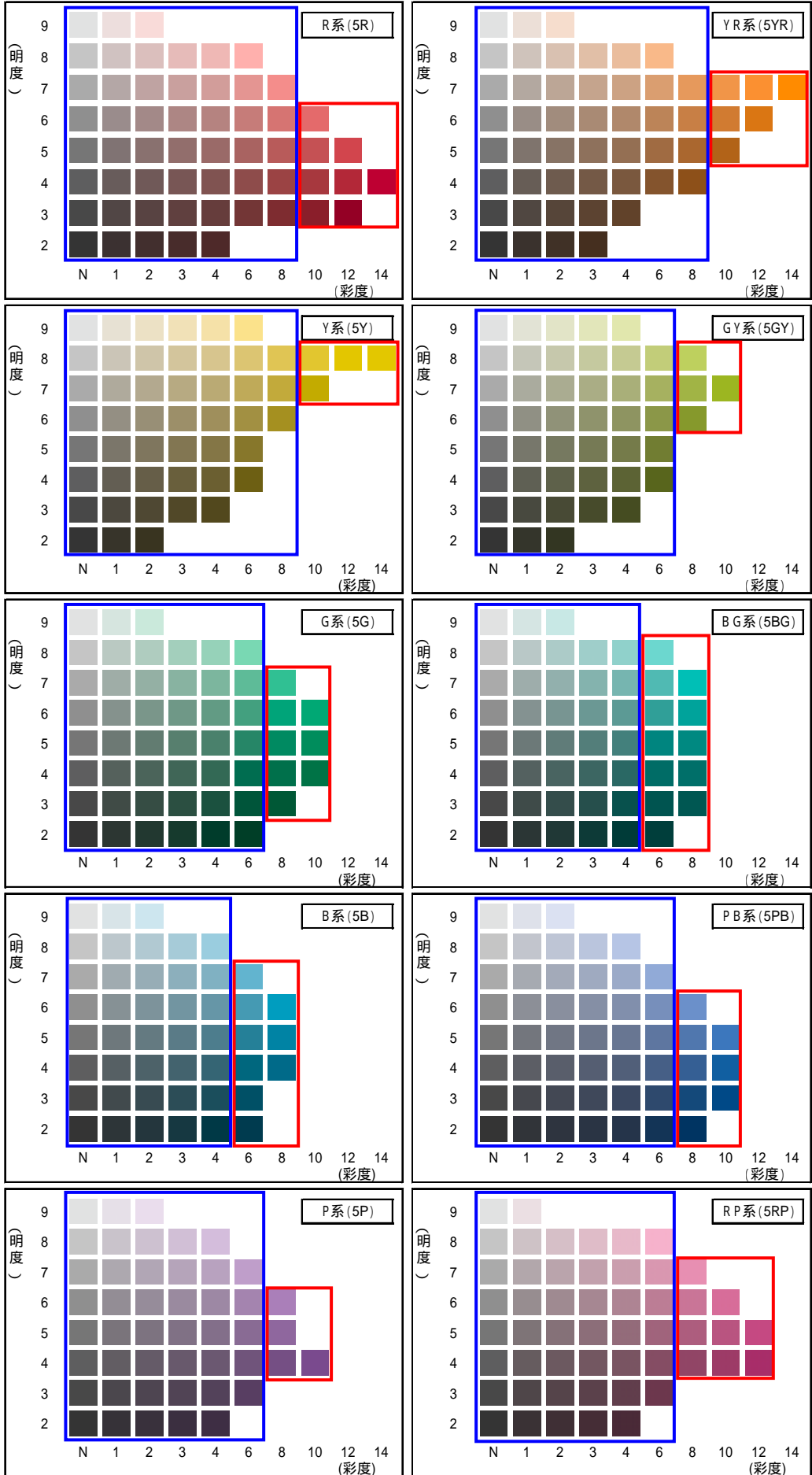
第2種許可地域

第3種許可地域

建築物や周囲の街並みとの調和に配慮する地域であり、周辺環境と不調和にならないよう色彩景観ガイドライン等で誘導を図る。

高彩度色の範囲

宇都宮市色彩景観ガイドラインを参考に高彩度色の範囲を各色相における彩度の高い方から概ね1/3とする。



(注) 印刷のため、実際の色票の色とは異なります。

色彩誘導の例

高彩度色の使用を避ける

広告物は、表示面についても高彩度色の使用は避け、背景となる緑との調和に配慮します。



広告物には多くの色を使わない

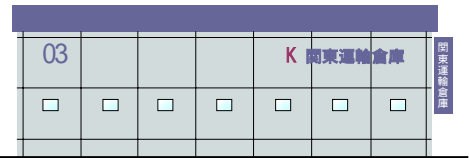
視認性が高く、かつ背景の緑とも調和する色を基本とし、また表示内容も1～2色程度の色ですっきりさせることが望まれます。



少ない色数で表示面をすっきりさせることで、視認性も高く、周辺環境とも調和しやすい。

外壁色や屋根色と広告物の色調を合わせる

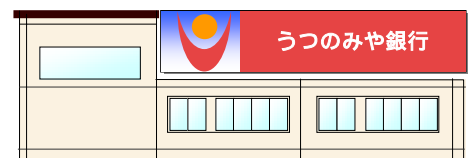
壁面広告や袖看板を設置する場合、外壁や屋根色と調和するよう、広告物の色相をあわせるようにします。



外壁のブルークレーや屋根の青紫色を広告物の基調色とする。

広告物の色数を抑える

当ゾーンのように多くの色があふれている場所では、多色使いの広告物はかえって注視性が低くなってしまいます。色数を2～3色程度に抑え、建物との一体的なセンスのある広告物の掲出が望まれます。



板面色を建物の外壁色にそろえ、表示の色数をおさえ、すっきりさせる。

【都心部の色彩誘導イメージ】

低層階（1～2階）においては、歩行者の視線で個性と賑やかさを創出しながら、高層部においては、中・遠景として落ち着いた街並みを演出し、宇都宮の顔としての風格を保ちます。

